

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し市は意見を有しない旨を通知した。

令和5年7月3日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

藤三・ひまわり陽光台店

(2) 所在地

廿日市市陽光台三丁目1-2